

1. 基本情報						
事務事業コード	0108010201010101	事務事業名	建築物耐震改修促進事業	担当部	建設部	
				担当課	建築指導課	
政策名	01	快速で魅力あるまちづくり		担当課長	谷口 比寿志	
施策名	01	生活基盤の充実		グループ	建築指導G	
基本事業名	01	住宅環境の整備		内線番号	2842	
予算科目	会計	一般会計	事業期間	<input type="checkbox"/> 単年度のみ <input checked="" type="checkbox"/> 単年度繰返 (開始年度 H 23 年度～) <input type="checkbox"/> 期間限定複数年度 ( ~ )		
	款	08 土木費		根拠法令・条例等 建築物の耐震改修の促進に関する法律ほか		
	項	01 土木管理費				
	目	02 建築指導費				
評価区分	標準評価	評価対象	1次評価	関連計画	霧島市建築物耐震改修促進計画	

2. 事務事業の概要・目的・指標 <Do>

(1) 事務事業の概要 (具体的なやり方、手順、詳細を記述)

「建築物の耐震改修の促進に関する法律(以下「耐震改修促進法」)に基づき、現行の耐震基準が施行される前に建築された建築物の耐震診断・改修を促進する。  
 具体的には、市民に対して建築物の耐震性確保についての啓発を図ると共に、木造住宅及び耐震診断が義務付けられた大規模建築物の耐震診断・改修等を行う所有者等に対して、その費用の一部を補助する。

① 活動指標 (事務事業の活動量)	単位	28年度 (実績)	29年度 (見込)	30年度 (実績)	30年度 (見込)	31年度 (見込)
ア 耐震診断を実施した建物	件	4	5	0	5	5
イ 耐震設計を実施した建物	件	1	2	0	5	5
ウ 耐震改修を実施した建物	件	1	1	0	3	5

(2) 事務事業の目的

② 対象 (誰、何を対象にしているのか)	③ 対象指標 (左記②対象の大きさを表す指標)	単位	28年度 (実績)	29年度 (見込)	30年度 (実績)	30年度 (見込)	31年度 (見込)
ア 耐震性能の無い建物	耐震診断の申請件数	件	4	5	0	5	5
イ 耐震性能の無い建物	耐震設計の申請件数	件	1	2	0	5	5
ウ 耐震性能の無い建物	耐震改修の申請件数	件	1	1	0	3	5

④ 意図 (②対象をどうしたいのか)	⑤ 成果指標 (左記④意図の達成度を表す指標)	単位	28年度 (実績)	29年度 (目標)	29年度 (実績)	30年度 (目標)	31年度 (目標)
ア 耐震診断がなされる	補助金の交付件数(耐震診断)	件	4.0	5.0	0.0	5.0	5.0
イ 耐震設計がなされる	補助金の交付件数(耐震設計)	件	1	2	0	5	5
ウ 耐震改修がなされる	補助金の交付件数(耐震改修)	件	1	1	0	3	5

(3) 上位の基本事業

⑥ 基本事業の意図 (さらにどのような成果に結びつくのか)	⑦ 基本事業の成果指標 (左記⑥意図の達成度を表す指標)	単位	28年度 (実績)	29年度 (目標)	29年度 (実績)	30年度 (目標)	31年度 (目標)
ア ゆとりある住宅を確保できる	ゆとりある住宅が確保できていると感じる市民の割合	%	77	77	***		
イ							
ウ							

3. 事務事業の環境変化・市民意見等  
 (法改正や事業を取り巻く環境変化、市民や議会などからの意見等)

国が住宅や多数の者が利用する建築物の耐震化率を平成32年までに95%とする目標を定めているほか、平成28年度策定の県住生活基本計画において、耐震性能不足の住宅を平成37年までに概ね解消するという目標を掲げている。特に平成28年にあった熊本地震後は、避難施設等特定建築物の耐震性能向上に関する議論が増えている。

4. 事業費の推移		単位	28年度 (決算)	29年度 (予算)	29年度 (決算)	30年度 (予算)	31年度 (計画)	
事業費	財源内訳	国庫支出金	千円	565	11,096	3,063	48,433	38,630
		県支出金	千円	0	5,097	1,531	23,766	19,314
		地方債	千円	0	0	0	0	0
		その他	千円	0	0	0	0	0
		一般財源	千円	14,134	6,000	-4,594	24,670	19,316
事業費		千円	14,699	22,193	0	96,869	77,260	
投入量								

5. 平成29年度の実績及び成果

(1) 平成29年度の実績(取組) <取組内容を数値等により具体的に記載>	(2) 平成29年度の実績(取組)による成果を記載
<ul style="list-style-type: none"> <li>消防フェスタへの参加を通して、建築物の耐震性確保に関する啓発を行った。</li> <li>要緊急安全確認大規模建築物の耐震補強設計1件に対して、補助金交付を決定した。</li> <li>木造住宅の耐震診断・改修工事に対する補助はなかった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>消防フェスタに参加し耐震に関する広報活動に努めたことにより、多くの市民が建築物の耐震性に関する理解を深めた。</li> <li>本市における要緊急安全確認大規模建築物の耐震補強設計については2施設3棟を、耐震改修工事については2施設2棟を実施する予定となった。</li> </ul>

事務事業コード	0108010201010101	事務事業名	建築物耐震改修促進事業	担当部	建設部
				担当課	建築指導課

6. 振り返り <SEE(Check)>		理由
A 目的妥当性	① この事務事業の目的は、基本事業の意図に結びついていますか？ <input checked="" type="checkbox"/> 結びついている <input type="checkbox"/> 間接的に結びついている <input type="checkbox"/> 結びついていない	木造住宅、大規模建築物に対して耐震診断や耐震改修がなされることは、ゆとりある住宅等を確保できることに結びついている。
	② ・この事業をなぜ市が行わなければならないのですか？ ・税金を投入して達成する目的ですか？ <input checked="" type="checkbox"/> 妥当である <input type="checkbox"/> 見直す必要がある	耐震改修促進法では、住宅や多くの人が利用する建築物の耐震化率を、少なくとも95%以上とすることを目標として定められている。
B 有効性	③ 成果が向上する余地(可能性)はありませんか？ <input type="checkbox"/> 向上する余地はかなりある <input checked="" type="checkbox"/> 向上する余地はある程度ある <input type="checkbox"/> 向上する余地はほとんどない	今以上の普及啓発を行うことにより市民の関心が高まり、耐震診断及び耐震改修工事の促進が期待できる。
	④ 廃止・休止の影響はありませんか？ <input checked="" type="checkbox"/> 影響がある <input type="checkbox"/> 影響がほとんどない	廃止・休止すると、安心安全な地域形成を阻害するほか、国が示す耐震化率95%の目標を達成できなくなる。
	⑤ 類似の目的(対象・意図)又は形態(イベントや啓発等)を持つ他の事務事業はありませんか？ <input checked="" type="checkbox"/> 類似の事業はない <input type="checkbox"/> 類似の事業はあるが、統合又は連携できない <input type="checkbox"/> 類似の事業があり、統合又は連携できる	類似事業がある場合の事務事業名等
C 効率性	⑥ ・事務事業の手段(やり方)を工夫することで、事業費を削減できませんか？ ・補助金など、交付先に働きかけて、市の負担を削減できませんか？ <input checked="" type="checkbox"/> 削減できない <input type="checkbox"/> 削減できる	社会資本整備総合交付金制度に基づき行っており、削減できない。
	⑦ ・事務事業の手段(やり方)を工夫することで、人件費(延べ業務時間)を削減できませんか？ ・職員以外の対応や委託により人件費を削減できませんか？ <input checked="" type="checkbox"/> 削減できない <input type="checkbox"/> 削減できる	必要最小限の作業量であるためこれ以上削減できない。
D 公平性	⑧ 事務事業の内容が一部の受益者に偏っていませんか？ また、受益者負担の公平性が確保されていますか？ <input checked="" type="checkbox"/> 公平・公正である <input type="checkbox"/> 見直す必要がある	法律に定められた建物が対象であり、補助率も一定であるため、受益の機会及び負担は公平・公正である。

7. 1次評価結果 <PLAN(Action - Plan)> (組織決定)		【参考】前年度の改革改善の方向性						
		継続						
		継続	やり方改善	事業拡充	連携	統合	休止	廃止
(1)平成31年度の事務事業の改革改善の方向性		○						
(2)平成30年度の改革改善の内容(取り組むべき課題)	大規模建築物耐震改修については、平成30年度内に着実に補強設計に着手するよう求めていくほか、木造住宅耐震診断・改修工事については、一層の周知を図る。							
(3)平成31年度の方向性(具体的な取組)	大規模建築物耐震改修については、事業者へ建物の耐震化の重要性について理解を求め耐震化の早期実施を促すほか、木造住宅耐震診断・改修工事については、消防フェスタでの広報活動や広報誌への掲載など啓発に努める。							

8. 2次評価結果 (担当部長評価)		評価者	部局					
		継続	やり方改善	事業拡充	連携	統合	休止	廃止
(1)事務事業の改革改善方向性								
(2)総評								



1. 基本情報							
事務事業コード	0108010201040202	事務事業名	空家等対策事業	担当部	建設部		
				担当課	建築指導課		
政策名	01	快適で魅力あるまちづくり		担当課長	谷口 比寿志		
施策名	04	防災対策の推進		グループ	建築指導グループ		
基本事業名	02	災害危険箇所の整備		内線番号	2842		
予算科目	会計	一般会計		事業期間	<input type="checkbox"/> 単年度のみ <input checked="" type="checkbox"/> 単年度繰返 (開始年度 H 27 年度～) <input type="checkbox"/> 期間限定複数年度( ~ )		
	款	08 土木費			根拠法令・条例等	空家等対策の推進に関する特別措置法	
	項	01 土木管理費					
	目	02 建築指導費					
評価区分	標準評価	評価対象	1次評価	関連計画	特になし		

2. 事務事業の概要・目的・指標 <Do>

(1) 事務事業の概要 (具体的なやり方、手順、詳細を記述)

「空家等対策の推進に関する特別措置法(以下「空家法」という。)」に基づき、放置されている空き家の所有者等に適切な措置を促すなど、空き家に対する施策を推進する。  
 具体的には、地域から通報のあった保安上の支障がある空き家のほか、平成25年の調査で把握できた空き家の中から観光アクセス道路沿いに立地するものなどを優先して詳細調査を行い、空家法に沿って所有者等を特定し、指導等により、適切な措置を促す。  
 また、空き家の活用などの施策については、他の部局を含めた全庁的な取り組みが必要であることから、庁内連絡会を開催し総合調整や情報共有を行い、必要に応じて外部委員による空家等対策協議会の協議を経ながら、総合的かつ計画的な推進を図る。

① 活動指標 (事務事業の活動量)	単位	28年度 (実績)	29年度 (見込)	30年度 (実績)	30年度 (見込)	31年度 (見込)
ア 指導等を行った件数	件	18	30	23	30	30
イ						
ウ						

(2) 事務事業の目的

② 対象 (誰、何を対象にしているのか)	③ 対象指標 (左記②対象の大きさを表す指標)	単位	28年度 (実績)	29年度 (見込)	30年度 (実績)	30年度 (見込)	31年度 (見込)
ア 特定空家	特定空家の件数	件	4	5	18	5	
イ							
ウ							

④ 意図 (②対象をどうしたいのか)	⑤ 成果指標 (左記④意図の達成度を表す指標)	単位	28年度 (実績)	29年度 (目標)	30年度 (実績)	30年度 (目標)	31年度 (目標)
ア 特定空家の所有者への指導	指導等を行った件数	件	4.0	10.0	18.0	10.0	
イ							
ウ							

(3) 上位の基本事業

⑥ 基本事業の意図 (さらにどのような成果に結びつくのか)	⑦ 基本事業の成果指標 (左記⑥意図の達成度を表す指標)	単位	28年度 (実績)	29年度 (目標)	30年度 (実績)	30年度 (目標)	31年度 (目標)
ア 特定空家が減少する	災害危険箇所の整備率	%	31	34	32		
イ							
ウ							

3. 事務事業の環境変化・市民意見等

(法改正や事業を取り巻く環境変化、市民や議会などからの意見等)

各地域から提出される地域まちづくり実施計画に係るヒアリングのほか、個別の通報を通じて、地域や市民から老朽危険空き家の対策を求める声が増加している。また、市議会でも利活用を含めた総合的な空き家対策を求める議論がなされている。

4. 事業費の推移

投入量	単位	28年度 (決算)	29年度 (予算)	29年度 (決算)	30年度 (予算)	31年度 (計画)
事業費	国庫支出金	千円	0	0	0	0
	県支出金	千円	0	0	0	0
	地方債	千円	0	0	0	0
	その他	千円	0	0	0	0
	一般財源	千円	197	223	74	171
	事業費	千円	197	223	74	171

5. 平成29年度の実績及び成果

(1) 平成29年度の実績 (取組) <取組内容を数値等により具体的に記載>	(2) 平成29年度の成果 <左記の実績(取組)による成果を記載>
<ul style="list-style-type: none"> <li>空家等対策協議会を計1回開催し、空家の指導等について協議を行った。</li> <li>市民からの相談・通報等に応じ28件の空き家の現地調査等を実施し、倒壊のおそれが高い1件の空き家について法に基づく指導等を行った。</li> <li>昨年までに指導等をした空き家について、現状確認などのフォローアップを行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>協議会より空家減少に繋がる対策に関する情報の提供を得ることが出来た。</li> <li>所有者等に対して意向調査や指導等を通して、所有者等への意識啓発が図られたことにより、一部については自発的な除却等の措置が図られた。</li> <li>フォローアップを実施したことで、10件の改善等の措置がなされた。</li> </ul>

事務事業 コード	0108010201040202	事務 事業名	空家等対策事業	担当部	建設部
				担当課	建築指導課

6. 振り返り <SEE(Check)>		理由
A 目的 妥当性	① この事務事業の目的は、基本事業の意図に結びついていますか？ <input checked="" type="checkbox"/> 結びついている <input type="checkbox"/> 間接的に結びついている <input type="checkbox"/> 結びついていない	倒壊等のおそれのある適切に管理のされていない状況にある特定空家の所有者に対し、指導・勧告等を行うで危険な空家等が減少する。
	② ・この事業をなぜ市が行わなければならないのですか？ ・税金を投入して達成する目的ですか？ <input checked="" type="checkbox"/> 妥当である <input type="checkbox"/> 見直す必要がある	空家等対策の推進に関する特別措置法律第4条に市町村の責務が規定されている。
B 有効性	③ 成果が向上する余地(可能性)はありませんか？ <input type="checkbox"/> 向上する余地はかなりある <input checked="" type="checkbox"/> 向上する余地はある程度ある <input type="checkbox"/> 向上する余地はほとんどない	第一義的には空家等の所有者等に管理責任があることから、所有者等に対し根気強く指導等を行う。
	④ 廃止・休止の影響はありませんか？ <input checked="" type="checkbox"/> 影響がある <input type="checkbox"/> 影響がほとんどない	廃止または休止することは、安心安全な地域形成に支障が生じる。
	⑤ 類似の目的(対象・意図)又は形態(イベントや啓発等)を持つ他の事務事業はありませんか？ <input checked="" type="checkbox"/> 類似の事業はない <input type="checkbox"/> 類似の事業はあるが、統合又は連携できない <input type="checkbox"/> 類似の事業があり、統合又は連携できる	類似事業がある場合の事務事業名等
C 効率性	⑥ ・事務事業の手段(やり方)を工夫することで、事業費を削減できませんか？ ・補助金など、交付先に働きかけて、市の負担を削減できませんか？ <input checked="" type="checkbox"/> 削減できない <input type="checkbox"/> 削減できる	予算が事務費及び協議会運営費等、必要最小限の予算であるため、これ以上の削減はできない。
	⑦ ・事務事業の手段(やり方)を工夫することで、人件費(延べ業務時間)を削減できませんか？ ・職員以外の対応や委託により人件費を削減できませんか？ <input checked="" type="checkbox"/> 削減できない <input type="checkbox"/> 削減できる	取り扱う情報が個人情報であることから委託は難しく、空家は今後も増加する傾向にあることから、作業量も増加することが予想され、これ以上の削減はできない。
D 公平性	⑧ 事務事業の内容が一部の受益者に偏っていませんか？ また、受益者負担の公平性が確保されていますか？ <input checked="" type="checkbox"/> 公平・公正である <input type="checkbox"/> 見直す必要がある	指導等の対象となる倒壊の恐れのある特定空家について、判断基準を定めており公平公正である。

7. 1次評価結果 <PLAN(Action - Plan)> (組織決定)		【参考】前年度の改革改善の方向性					
		継続					
(1)平成31年度の事務事業の改革改善の方向性	継続	やり方改善	事業拡充	連携	統合	休止	廃止
	○						
(2)平成30年度の改革改善の内容(取り組むべき課題)	過去に指導を行った特定空家のフォローアップを行うとともに、新たな特定空家については、所有者が必要とする情報の提供などの支援のほか、特定空家の状態によっては指導等を行い、適切に管理してもらうよう促す。						
(3)平成31年度の方向性(具体的な取組)	引き続き、過去に指導を行った特定空家のフォローアップのほか、所有者が必要とする情報の提供などの支援や指導等を丁寧に行っていく。						

8. 2次評価結果 (担当部長評価)		評価者	部局				
(1)事務事業の改革改善方向性	継続	やり方改善	事業拡充	連携	統合	休止	廃止
(2)総評							

